

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能代市は、児童手当支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

能代市長

公表日

令和7年8月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当支給事務
②事務の概要	本事務は、児童手当法に基づき、児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、18歳到達以後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。 事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。 また、支給にあたり住民が公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座に支給する。 児童手当法による児童手当の支給に関する事務で個人番号を用いる。
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、電子申請システム、EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表81の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) 【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「児童手当法による児童手当の支給に関する事務」が含まれる項(106、107の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・マイナンバーの取得の際は本人から行うことを徹底し、また、特定個人情報の入力、記載がある申請書等の保管や処分に関して、複数人での確認を行うこととしている。 上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ・システム開発の責任者及び作業者が使用するIDは市側で管理し、アクセス権限を設定することで、作業範囲を超えた操作ができないよう制御するとともに、開発完了後は開発用IDを削除する。 ・移行作業に用いる電磁的記録媒体に格納したファイルについては、暗号化を施すとともに、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去又は返還させる。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するように手続きを進めている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	4.情報提供ネットワークシステム 情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(74、75の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報欄)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26 30 87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74 75の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条	事後	
平成29年12月12日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、中間サーバコネクタ、宛名・納付システム	児童手当システム、中間サーバコネクタ、宛名・納付システム、電子申請システム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報欄)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26 30 87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74 75の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報欄)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26 30 87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74 75の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。 番号法においては、別表第一項番56に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で個人情報を用いることとなる。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	本事務は、児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。また、支給にあたり住民が公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座に支給する。 番号法においては、別表第一項番56に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で個人情報を用いることとなる。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律の施行による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報欄)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26 30 87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74 75の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報欄)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26 30 87 106項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条、第53条 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74 75の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条、第40条の2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	番号法の改正及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律の施行による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月2日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。 事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。また、支給にあたり住民が公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座に支給支給する。 番号法においては、別表第一項番56に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で個人情報を用いることとなる。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	本事務は、児童手当法に基づき、児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、18歳到達以後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。 事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。 また、支給にあたり住民が公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座に支給支給する。 番号法においては、第9条第1項及び別表81の項並びに番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条に基づき、児童手当法による児童手当の支給に関する事務で個人番号を用いることとなる。 なお、これらの事務に関して、番号法第19条8号等に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事前	児童手当法並びに番号法及び番号法施行令の一部改正に伴う修正
令和6年9月2日	3.個人番号の利用	番号法別表第一（56の項）	・番号法第9条第1項及び別表81の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	番号法及び番号法施行令の一部改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月2日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報欄)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26 30 87 106の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条、第53条 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74 75の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条、第40条の2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【情報提供の根拠】 ・命令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」、第4欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) ・命令第44条、127、143条、163条 【情報照会の根拠】 ・命令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」、第2欄(特定個人番号利用事務)に児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって当該条文で定めるものについての記載が含まれる項(106、107の項) ・命令第108条、109条	事後	番号法及び番号法施行令の一部改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、児童手当法に基づき、児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、18歳到達以後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。 事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。 また、支給にあたり住民が公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座に支給支給する。 番号法においては、第9条第1項及び別表81の項並びに番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条に基づき、児童手当法による児童手当の支給に関する事務で個人番号を用いることとなる。 なお、これらの事務に関して、番号法第19条8号等に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	本事務は、児童手当法に基づき、児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、18歳到達以後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給するための事務である。 事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。 また、支給にあたり住民が公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座に支給する。 児童手当法による児童手当の支給に関する事務で個人番号を用いる。	事後	
令和7年1月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、電子申請システム	児童手当システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【情報提供の根拠】 ・命令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」、第4欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) ・命令第44条、127条、143条、163条 【情報照会の根拠】 ・命令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」、第2欄(特定個人番号利用事務)に児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって当該条文で定めるものについての記載が含まれる項(106、107の項) ・命令第108条、109条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) 【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「児童手当法による児童手当の支給に関する事務」が含まれる項(106、107の項)	事後	
令和7年1月30日	8. 人手を介在させる作業	(新規)	十分である ・マイナンバーの取得の際は本人から行うことを徹底し、また、特定個人情報の入力、記載がある申請書等の保管や処分に関して、複数人での確認を行うこととしている。	事後	
令和7年1月30日	9. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するように手続きを進めている。	事後	
令和7年4月1日	8. 人手を介在させる作業判断の根拠	・マイナンバーの取得の際は本人から行うことを徹底し、また、特定個人情報の入力、記載がある申請書等の保管や処分に関して、複数人での確認を行うこととしている。	・マイナンバーの取得の際は本人から行うことを徹底し、また、特定個人情報の入力、記載がある申請書等の保管や処分に関して、複数人での確認を行うこととしている。 上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ・システム開発の責任者及び作業者が使用するIDは市側で管理し、アクセス権限を設定することで、作業範囲を超えた操作ができないよう制御するとともに、開発完了後は開発用IDを削除する。 ・移行作業に用いる電磁的記録媒体に格納したファイルについては、暗号化を施すとともに、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去又は返還させる。	事前	
令和7年8月19日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年6月2日 時点	事後	
令和7年8月19日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年6月2日 時点	事後	
令和8年1月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム	児童手当システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、電子申請システム、EUCシステム	事前	